

2025年4月23日

会社名 メディアスホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 池谷保彦  
(コード:3154 東証プライム)  
問合せ先 取締役コーポレート統括本部長 芥川浩之  
(TEL:03-6811-2958 E-MAIL:ir.m@medius.co.jp)

### 吸収分割に係る事前開示書類の訂正について

2025年4月18日付で公衆の縦覧に供した法定事前開示書類「吸収分割に係る事前開示書類」について、当該内容の一部に訂正すべき事項がございましたので、改めて、当該書面の全部を掲載いたします。訂正箇所は下記のとおりです。

#### 記

##### 1. 訂正の内容

別紙「吸収分割契約書」を追加

以上

## 会社法第782条第1項に基づき備置する事前開示書面

1. 吸収分割契約書
2. 会社法第758条第4号に掲げる交付対価の相当性に関する事項
3. 会社法第758条第8号に掲げる剰余金の配当に関する事項
4. 会社法施行規則第183条第3号に定める新株予約権に関する事項
5. 会社法施行規則第183条第4号に定める分割承継会社の成立の日における貸借対照表
6. 会社法施行規則第183条第5号に定める分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象
7. 会社法施行規則第183条第6号に定める吸収分割が効力を生ずる日以後における当該分割会社の債務又は分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

2025年5月2日

メディアスホールディングス株式会社

## 1. 吸収分割契約書

吸収分割契約書の内容は別紙のとおりです。

## 2. 会社法第758条第4号に掲げる交付対価の相当性に関する事項

メディアスグループ物流準備株式会社（以下「分割承継会社」といいます。）の発行済株式の全てをメディアスホールディングス株式会社（以下「分割会社」といいます。）が保有しているため、分割承継会社は本件吸収分割に際して、分割会社に対して金銭その他の対価を交付しません。

## 3. 会社法第758条第8号に掲げる剰余金の配当に関する事項

該当事項はございません。

## 4. 会社法施行規則第183条第3号に定める新株予約権に関する事項

該当事項はございません。

## 5. 会社法施行規則第183条第4号に定める分割承継会社の成立の日における貸借対照表

分割承継会社の第1期事業年度は、会社設立の日である2025年3月3日から2025年6月30日までであり、本書類作成日現在、第1期の事業年度は終了しておりませんので、第1期の事業年度に関する計算書類等は作成しておりません。なお、分割承継会社の成立の日の貸借対照表は次のとおりです。

資産の部		負債・純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	20,000千円	資本金	10,000千円
		資本準備金	10,000千円
資産合計	20,000千円	負債・純資産合計	20,000千円

6. 会社法施行規則第183条第5号に定める分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象該当事項はございません。

7. 会社法施行規則第183条第6号に定める吸収分割が効力を生ずる日以後における当該分割会社の債務又は分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項  
分割会社及び分割承継会社の、本件分割後の債務の履行の見込みについては、以下のとおりとなります。

- ① 本件吸収分割後の分割会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の分割会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、分割会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ② 本件吸収分割後の分割承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれます。また、本件吸収分割後の分割承継会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況について、分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておられません。
- ③ 以上により、本件吸収分割の効力発生日以後における分割会社及び分割承継会社の債務については、履行の見込みがあるものと判断しております。

以 上

会社法第782条第1項の定めに基づき、本店に備え置くべきものは以上です。

2025年5月2日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
メディアスホールディングス株式会社  
代表取締役 池谷 保彦

# 吸収分割契約書

2025年4月18日

吸収分割会社 : メディアスホールディングス株式会社  
吸収分割承継会社 : メディアスグループ物流準備株式会社

収入印紙  
40,000 円

## 吸収分割契約書

メディアスホールディングス株式会社（以下「甲」という。）とメディアスグループ物流準備株式会社（以下「乙」という。）とは、甲の営む事業のうち物流戦略部及び物流推進部に係るもの（以下「本件事業」という。）に関して有する本契約第2条に定める権利義務を乙が承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）を行うこととし、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店所在地）

吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び本店所在地は次のとおりである。

(1) 吸収分割会社

商号：メディアスホールディングス株式会社

本店所在地：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

(2) 吸収分割承継会社

商号：メディアスグループ物流準備株式会社

本店所在地：東京都千代田区有楽町一丁目2番2号

### 第2条（承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務）

乙が甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務に関する事項は、別紙「承継権利義務明細書」に記載のとおりとする。

2. 乙が甲から承継する資産については、甲の2024年6月30日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日（第6条に定める。）の前日までの増減を加除した上で確定する。

### 第3条（対価の交付）

乙の発行済株式の全てを甲が保有しているため、乙は本吸収分割に際して、甲に対して金銭その他の対価を交付しない。

### 第4条（増加すべき乙の資本金及び準備金）

乙は本件吸収分割に際して、資本金及び準備金の額は増加しないものとする。

### 第5条（簡易分割・略式分割）

本件吸収分割は、会社法第784条第2項の規定に基づく簡易吸収分割の方法により、甲の株主総会の承認を経ずに行うものとする。

2. 本件吸収分割は、会社法第 796 条第 1 項の規定に基づく略式吸収分割の方法により、乙の株主総会の承認を経ずに行うものとする。

#### 第 6 条（効力発生日）

本件吸収分割の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2025 年 7 月 1 日とする。ただし、手続きの進行上必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

#### 第 7 条（競業避止義務）

甲は、乙に承継させる本件事業に関して競業避止義務を負わない。

#### 第 8 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

#### 第 9 条（分割条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、もしくは重大な瑕疵が発見されたときには、甲乙協議のうえ分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 10 条（本契約の効力）

本契約は、次の各号のいずれかの事項が生じた場合には、その効力を失う。

- (1) 効力発生日の前日までに、国内外の法令に定める関係官庁の承認等が得られなかった場合、又はかかる承認等に本件吸収分割の実行に重大な支障をきたす条件もしくは制約等が付された場合
- (2) 本契約第 9 条の規定に従い、本契約が解除された場合

#### 第 11 条（規定外事項）

本契約に定める事項のほか、本件吸収分割に関し必要な事項は、本契約の主旨に従って甲乙協議のうえ、これを定める。

本契約締結の証として本契約書1通を作成し、甲乙記名押印のうえ、甲がその原本を、乙がその写しを保有する。

2025年4月18日

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
(甲) メディアスホールディングス株式会社  
代表取締役 池谷 保彦

東京都千代田区有楽町一丁目2番2号  
(乙) メディアスグループ物流準備株式会社  
代表取締役 酒井 辰一

## 承継権利義務明細書

### 1. 承継する資産

効力発生日前日終了時における甲の資産のうち、本件事業に関して有する以下の資産。

#### 【流動資産】

現金及び預金

#### 【固定資産】

ソフトウェア、建物付属設備、器具及び備品等、本件事業に関する固定資産の一切

### 2. 承継する負債

負債は承継しない。

### 3. 承継する契約上の地位

効力発生日前日終了時において甲が締結している契約のうち、本件事業に関して甲が締結した業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約（ただし、甲の共通仕入事業における商品の運搬に関する仕入先及び運送業者との各契約、並びに、雇用契約は除く。）に係る契約上の地位及び当該契約に基づき発生した一切の権利義務。ただし、これらの契約に基づき効力発生日前日終了時において甲が負担する一切の負債及び債務は除く。

### 4. 雇用契約

雇用契約は承継しない。

### 5. 承継するその他の権利義務

該当なし。

以上